

福祉医療制度について

子どもや障害のある方、ひとり親家庭、高齢者を対象に、医療費(保険適用分)の一部を助成します。

なお、ひとり親家庭、障害者の方については、所得制限があります。

また、認定された受給資格によって、対象となる医療費や助成割合が異なります。

1.対象者

○子ども

- ・0歳から高校生(満18歳到達の年度末)まで (入院・通院)

○障害者

- ・身体障害者手帳1級から3級までの方 (入院・通院)
- ・療育手帳A1、A2、B1の方 (入院・通院)
- ・65歳以上の方で、一定以上の障害がある方(入院・通院)

保険適用分の医療費の一部が支給対象となる方 (平成28年10月診療分から適用)

- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方 (入院(精神科のみ)・通院)
- ・精神障害者保健福祉手帳2・3級の方及び自立支援医療(精神通院)受給者
(自立支援医療の精神通院分のみ)

※ただし、この内70歳以上の方については、自立支援医療の対象となる精神通院分の医療費に加え、下記の助成も受けられます。

- ・70歳以上75歳未満の方・・・入院・通院費の6割を助成
(平成27年4月1日以前に70歳になった方は3割)
- ・75歳以上の方・・・入院・通院費の5割を助成

※本人及びその配偶者・扶養義務者の方の所得額等によっては、上記の給付を受けられないこともあります。詳細はお問い合わせください。

○ひとり親家庭

- ・母子家庭、または父子家庭の方(入院・通院)
- ・父母のいない児童(入院・通院)

※児童扶養手当の所得制限額に準じた所得制限があります。詳細はお問い合わせください。

○高齢者

- ・ 70 歳以上 75 歳未満の方
平成 27 年 4 月 2 日以降に 70 歳になった方（入院・通院、6 割助成）
平成 27 年 4 月 1 日以前に 70 歳になった方（入院・通院、3 割助成）
- ・ 75 歳以上の方（入院・通院、5 割助成）

※該当する年齢の方が転入した場合、受給資格を得られるのは転入後 3 年目からになります。

2.福祉医療費の手続きについて

- ・福祉課へ申請書と必要書類を提出して下さい。

お子さんの場合は、出生・転入等の手続きの際に役場窓口にて申請書をお渡しします。また、高齢者の方については、対象年齢を迎える誕生月の前月までに、申請書をお送りします。

- ・受給者証は、子ども・高齢者を除き、原則として毎年 8 月に更新となります。7 月に所得等の判定を行い、継続して給付を受けられる方については、7 月中に新しい受給者証をお送りいたします。

- ・中学生（満 15 歳到達の年度末）までの方は薄い水色の受給者証、それ以外の方へは黄緑色の受給者証となります。

- ・受給者証を保険証と併せて医療機関等に提示することで、給付を受けられます。

- ・県外の医療機関に受診した場合には、別途支給申請を行う必要があります。福祉課へお問い合わせください。

3.福祉医療費の支給について

- ・福祉医療費の支給額は、保険適用分の自己負担額となります。

- ・子ども、障害者、ひとり親家庭の方については、受給者負担金として 1 レセプトにつき 300 円を支給額から控除します。

- ・医療費が高額となった場合など、受給者が加入する健康保険組合等から療養費等の支給が見込まれるときには、その額を支給額から控除します。

- ・入院時の食事代については、支給の対象とはなりません。

- ・中学生（満 15 歳到達の年度末）までの方の支給は現物給付方式となり、医療機関等受診時に 1 レセプトにつき 300 円をお支払いください。

- ・高校生以上の方の支給は償還払い（自動給付）方式となり、毎月末(30 日前後)にご指定の口座へお振込みを致します。受診から約 2 か月後に支給となりますが、支給金額が高額となった場合などについては、2 か月以上かかることがあります。ご承知おきください。

4.福祉医療費貸付制度について

- ・福祉医療費の受給者であって、医療費の支払いが困難な場合には、貸付制度を利用することができます。(世帯全員の住民税が非課税の世帯の方で、必要と認められた場合)
制度の詳細は、福祉課までお問い合わせください。

お問合せ先：いきいきらんど(福祉課) 電話：0260-27-1231